

四日市市告示第 105 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和4年 3月15日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	起点	幅員 (m)	延長 (m)
		終点		
1	水沢谷町13号線	水沢町字西野260-2	3.0~5.0	165.7
		水沢町字大谷1421-9		
2	水沢西町20号線	水沢町字西野252-55	4.0	132.6
		水沢町字西野256-1		
		水沢町字三本松985-2	4.0	157.8
		水沢町字西野252-74		
3	水沢西町21号線	水沢町字三本松954-16	4.0~10.0	698.8
		水沢町字西野252-55		
4	水沢宮妻18号線	水沢町字東山524-4	4.0~10.0	476.5
		水沢町字三本松953-8		
5	水沢宮妻22号線	水沢町字富倉629-6	4.0	239.6
		水沢町字富倉629-4		